

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人宝塚 NPO センター（以下「この法人」という。）の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年12月15日から施行する。